

沖縄の移民論再考—近代の主体性論と徴兵忌避

李 鎮榮

Rethinking of Okinawan Emigration - Related to the Subjectivity of
Modernization and Military draft evasion

Jin Young LEE

名桜大学

環太平洋地域文化研究 No. 2 抜刷

2021年 3 月

原著論文

沖縄の移民論再考—近代の主体性論と徴兵忌避

李 鎮榮*

Rethinking of Okinawan Emigration - Related to the Subjectivity of Modernization and Military draft evasion

Jin Young LEE*

要 旨

沖縄は移民県として名高く、出移民の原因を貧困に求めることが多い。しかし、陸軍省の『徴兵事務摘要』と沖縄県の『移民名簿』を分析してみると、必ずしも貧困のみが原因ではないことがわかる。むしろ、合法的徴兵猶予の手段としての移民と見られる。

また、今までの移民論においては「琉球の滅亡」という観点が弱く、単なる一地方の移民として捉えることが多かった。しかし、いうまでもなく琉球は独立国で独自の文化を持っていた。国を失った流民という観点は完全に抜け落ちている。

本稿は移民名簿の中、ヤンバル地域の移民の属性の分析を通して、沖縄の移民の実態が徴兵忌避である点を明らかにした。

キーワード：沖縄、移民、貧困、合法的徴兵猶予、徴兵忌避、近代性

Abstract

Okinawa is known for emigration. As known so far, the cause of Okinawa migration was mainly regarded as military draft evasion to elude a government-imposed obligation rather than poverty alleviation. My this draft evasion theory is based on the fact that Okinawa is merely a province subordinated to Japan. However, Okinawa was a sovereign nation with its own independent culture. Therefore, it cannot be ignored that the some aspect of emigration syndrome is deeply associated with one kind of the refugee's aspect. This research is a new interpretation of Okinawa emigration.

Keywords: Okinawa, Emigration, Poverty, legal draft evasion, Modernity

1. 問題提起

本研究は従来の沖縄の移民について徴兵忌避の観点から再考を加えるものである。さらに移民名簿の分析を通じて、沖縄の移民論について再考を加えるものである。さらに分析を通じて今までの沖縄の移民談論で積極的に扱われることがなかった部分について一石を投じるものである。

沖縄県の移民の始まりについてはすでに多くの考察があるので、本稿では改めて言及することは避けたい。しかし、沖縄県の移民名簿や当時の新聞記事を分析してみると、移民の中にはいくつの特徴が見られ、しかもそれらが極めて沖縄的な特徴のように見受けられるのが少なくない。

周知のように沖縄が県となったのは1871年の廃藩置県によるものであって、その前身はいうまでもなく琉球王

* 名桜大学国際学群 〒905-8585 沖縄県名護市字為又1220-1 Faculty of International Studies, Meio University, 1220-1 Biimata, Nago, Okinawa 905-8585 Japan

国であった。筆者は沖縄の移民論がこのような史実を十分踏まえていないことに違和感を感じている。沖縄の歴史をみると移民は海外逃避、あるいは亡命の性格がより強いように見受けられる。にもかかわらず、沖縄の移民論が徴兵忌避や流民のような観点から描かれている研究は極めて少ない。

廃藩置県は琉球の滅亡と同意語である。置県後つまり琉球滅亡の後、琉球臣民の中には戸惑いと不安に駆り立てられ、亡命あるいは流民の道を選択した人々が少なからずいたとしても全く不思議ではない。「海外雄飛の進取的な気性」物語は後に何らかの意図が作用した可能性も十分考えられる。この辺に関する考察は次回の研究に委ねる。

筆者の研究を通して、明らかになったのは移民が徴兵忌避と深く結びついている点である。沖縄の移民を徴兵忌避と結びつけて考察した研究は、筆者の限られた知見では木村（1997）と池山（2010）の研究のみである。彼らは陸軍省の『徴兵事務摘要』の分析を通じて、徴兵忌避の手段としての移民について明確に示している。特に池山の研究は全国の移民を概観しつつ、沖縄の移民についても詳述している。池山の研究は1908年から1942年までの『徴兵事務摘要』を網羅的かつ綿密に分析していて、資料的な価値も極めて高い。

この他、新川（1973）の考察も注目に値する。新川の考察はジャーナリストの観点から当時の新聞記事を元に「移民と徴兵忌避」の事実を裏付けてくれる。

本稿の分析に用いた資料は、『沖縄県史移民資料編』8巻と11巻である（以下、『移民名簿』）。さらに、中頭郡と国頭郡（中でも名護市）の戦前の新聞資料を用いて分析する。8巻と11巻を用いる理由は8巻が「自由移民」で11巻が移民が再開された直後の「契約移民」であるため両者の間に有意義な相関性が見られると期待したためである。

もう一つ、移民論を「近代の主体性の問題」と絡めて論じる。沖縄社会は自らが主体となって「近代を迎えた」わけではない。安里（1973）の表現を用いれば「明治政府による<上から>の押し着せの<近代化>であった」わけで、沖縄の人が主体となり想像力を働かせて近代を向かえ入れたわけではない。安里は決して「近代の主体性」を研究テーマとしてないが、この主張に反論を加えるのは難しいだろう。この観点が移民論において完全に抜け落ちていると筆者は考えている。

2. 本論

2-1. 先行研究

筆者の知る限り、移民を徴兵忌避と結びつけた研究は木村健二（1997）が最も早い。木村の研究は全国の移民を網羅的に捉える一方、沖縄の「移民と徴兵忌避」について初めて考察していた。木村は1908年と1922年の『徴

兵事務摘要』を元に沖縄の移民を徴兵忌避の観点から捉えた最初の研究といえよう。石川（2004）は沖縄からの移民の要因を、①人口過剰による経済的要因、②移民啓蒙家及び先駆者の出現、③共同体規制の崩壊、④団結心の強い社会組織、⑤徴兵忌避と分析した。石川があげている「徴兵忌避」の部分は木村の研究（1997）の全面引用によるものである。

石川があげている共同体規制の崩壊の要因は、鳥越（2012）の研究で繰り返される。鳥越は沖縄県からの移民の要因を琉球国の滅亡と結びつけて論じたものである。『琉球国の滅亡と流民』で示した鳥越の問題意識は、沖縄の移民を王朝の滅亡と関連付け、沖縄からの移民を単なる移民ではなく「流民」と捉えた。筆者の問題意識は鳥越のいう「流民」に近い。単なる移民と捉えるのではなく、「流民」あるいは亡国の民による「亡命」と捉えなおす必要がある。なぜなら「移民」と「流民」、「亡命」では移民の「主体性」が異なるからだ。

「流民」には喪失と漂流の響きが含まれている。しかし、鳥越が流民と述語しながらも移民を徴兵忌避とは直接結びつけてはいない。

移民の問題を徴兵忌避と結びつけて直接かつ最も本格的に論じているのは、筆者の知る限り池山弘（2010）の研究が唯一とあっていい。池山の研究は全国を視野に入れつつ沖縄県の移民についても数値的なデータを示しながら論じている。池山は陸軍省の表現を借用しながら戦前全国的にみられた「合法的徴兵忌避」について論じている。詳細については後述する。

徴兵令施行以降の沖縄県の徴兵忌避を教育問題との関連で述べた先駆的研究は近藤健一郎（1994）である。近藤の研究は教育学の立場から徴兵令施行に翻弄される県民の姿を詳しく論じた。しかし、近藤の研究は徴兵忌避を移民の問題と結びつけたものではない。近藤の研究では沖縄での学校教育が徴兵と深く結びついている点と、その具体的な実践について考察したものである。

この他、新川明の『異族と天皇の国家』（1973）はやや異色の書といえる。新川は新聞記事を中心に徴兵をめぐる様々な問題について言及している。その中の一つが「徴兵忌避の手段としての移民」である。新川の著作には、徴兵初期の沖縄の世相が伺える県民の姿が比較的詳細に描かれていて興味深い。新川はこの書で、徴兵官の陸軍歩兵中佐野島寛一との談話記事（沖縄毎日新聞、1909年8月下旬から9月上旬までの連載）を紹介している。その内容をみると、「<本県下における徴兵忌避の念は、まだ衰弱の傾向を見ず>と前置きして、同年の検査におけるいくつかの事例を列挙、根強い徴兵忌避の風潮をしきりに戒めている」としている。具体的な徴兵忌避の手段は「健康な目をわざと悪くしたり、自分で傷つける」手法の他、右手人差し指の第2関節以下を断指するなど、

考えられる方法（全身を汚し、全身に漆を塗るなど）が網羅的に取られていた。中には神頼みに頼る人も少なくなく、襟元に徴兵逃れのお守札を隠し入れる者もいた。さらには、徴兵検査場の四隅に酒饌を備えて不合格を祈る者までいたという。実際、徴兵検査で不合格判定を受けると大宴会を設けお祭り騒ぎで喜んでいたという。

徴兵忌避を沖縄県の恥として、日露戦争後、高々と徴兵を煽動し啓蒙に励んでいたのは「当時の沖縄の新聞人と教育関係者であった」（新川、1973）。「当時の新聞人と教育関係者が沖縄人を忠良なる帝国臣民として奮起させようと必死の努力を続けたにもかかわらず、依然として忌避者が後を絶たなかった」ことから、徴兵忌避の機運はまだ旺盛だったといえよう。これは野島徴兵官の1909年の夏の新聞談話、「本県下における徴兵忌避の念はまだ衰弱せず」と述べたことと一致する見解といえよう。（新川、1973；190-194頁）

新川も海外移民を「徴兵忌避」の手段としてとらえた一人である。その根拠は、野島徴兵官が「海外移住者に徴兵忌避の疑いの目を向けていたこと」と野島の示した壮丁のデータである。野島徴兵官によると、1909年の県内の徴兵適齢者4,700人余りの中、外国渡航者が756人もいて、過年渡航して帰国しない壮丁の累積渡航者を入れると2,300人余りだったという。これは同じく海外移民の多い広島県に比べても「その割合ははるかに多い」ので、「大多数は徴兵忌避」と見なしていたようだ。

中には沖縄県の徴兵令施行以前の1890年に県内最初の10名の志願兵の一人だった「屋部軍曹」（実名、屋部憲通）の長男屋部憲伝も徴兵を逃れるべくハワイに去ったという（新川、1973；193-194頁）。ちなみに比嘉春潮と屋部一家は親戚関係であったという。

時期は多少ずれるが、陸軍省も沖縄の海外移民を合法的徴兵忌避として危険視していた（池山、2010）ことも、また、外務省に対して「移民制限」を設けるよう再三要求していたことから移民の合法的徴兵猶予が徴兵忌避の手段として用いられた可能性が大きいことを証明してくれる。

1907年、玉城村の仲村渠嘉貞という男が、入営直前に同村の当山徳太郎のパスポートを偽造して妻とともにハワイに逃げた事件があった。また、ハワイ移民の途中で適齢者となった名護村の仲宗根加那が適齢を過ぎた兄の旅券で帰沖して発覚した事件なども移民は徴兵忌避の手段として合法的に用いられる手段として利用していたといえよう。以上のことから、移民が徴兵忌避の手段と化していたことは疑いの余地がないように見受けられる。（新川明、1973）

2-2. 「近代」と主体性

当然のごとく、「近代」の「迎え入れかた」は社会によって異なる。自らが目指したい社会像を明確に描き、

社会の全能力を集中させ、熱い気持ちをさらに高め、圧力を限界まで高めて点火・爆発させ動力をえたものではなかった。『オリエンタリズム』でいう「アジア的停滞性」に近い。安里が述べたように沖縄の近代化は「上からの押しつけの近代化」であって、自らがデザインした近代の形では決してなかったといえよう。

日本は近代を主体的に迎えたアジアでは唯一無二の国といえる。黒船の到来以降、西洋社会の進んだ科学技術と軍事力に驚き、西洋に追いつけ追い越せの勢いで版籍奉還をほぼ無血に成し遂げ、新生日本を作り上げた。当時の日本の一部の幕臣と維新のリーダーたちには「このような国を作りたい」と願う「熱い気持ち」があったのだ。国を上げて西洋に学ぶ気持ちが強く、1862年5月には遣欧使節団が第2回ロンドン博覧会を視察していた。この時、福沢諭吉が遣欧使節団の通訳として随行し、その体験をかの有名な『西洋事情』で説明している。福沢はその感想を次のように述べている。

「(前略) 西洋の大都会には、数年毎に産物の大会を設け、世界中に布告して各々その国の名産、便利の器械、古物奇品を集め、万国の人に示すことあり。これを博覧会と称す。(中略) 博覧会は、もと相教え相学ぶの趣意にて、互に他の所長を取りて己れの利となす。これをたとえば智力工夫の交易を行うが如し。(中略) 愚者は自ら励み智者は自ら戒め、以て世の文明を助くること少なからずという。」

ロンドン博が産業革命の成果をアピールすることが大きな狙いだったとしても、機械類の展示を通じてイギリスは国力の力強さを存分にアピールしていた。万博の前にすでに内国博覧会がヨーロッパの各地で競争的に開かれていた。イギリスの工芸協会の会長に就任したヴィクトリア女王の夫アルバート公の1850年の演説の中で大変意味深長な発言をしている。

「教養のある人間にとって、現在、我々が生きている時代を見極め、研究することは義務なのです。地球上の各国・各地域を切り離していた距離は、近代の発明の前に徐々に消え去ろうとしています。(中略) 今まで秘密裏にあった発明や発見はすぐさまに公開され、改良され、それらはたちまち乗り越えられてしまうのです。1851年の博覧会は我々に与えられた試金石です。(後略)」(岡、2010、から再引用。筆者、一部省略)

ちなみに、日本製品が最初に出品されたのは1862年の第2回ロンドン万国博であった。しかし、このとき日本の幕府や大名は消極的で、横浜居留地の商人も消極的であった。ロンドン万博に日本製品を出品したのはイギリスの外交官だった。(岡、2010；17頁)

「近代」あるいは「近代性」を誇示する手段は博覧会だけではない。機械の普及により大量生産された品々を売りさばく販売装置も必要であった。それがデパートで

あった。デパートの登場が社会そのものを大きく変えていった。デパートについても詳述する余裕はないが、デパートの誕生が消費生活全般に革命をもたらしただけでなく、貴婦人たちの余暇生活も大きく変えるきっかけとなった。概略すると、デパートに品々を供給する工場が物流の便宜上、都会周辺に作られ、ここに労働者が集まり都市が膨張し今日のような大都会が誕生していったのだ。この時代のあまりにも急激な変動ぶりを記録すべく、エミール・ゾラが『居酒屋』『ボヌール・デ・ダム百貨店』などを著した。エミール・ゾラはこれらの作品を通じて、「際限なく増殖する欲望」や「平等への要求」と「均一化」へと「急変していく時代」を記録した（参照：桜井、1984）。

前述のアルバート公の時代認識はまさに「近代」という時代の特異性を表しているといえよう。彼の話を文学的な表現に例えるなら、「全く新しいゲーム、新しいルールでデザインされた近代というゲーム」の時代の到来を告げたものとも理解できよう。このように、西欧人が作り上げた近代という新しいゲームに日本は「遅れて途中参加したゲーマー」であったといえる。さらに、沖縄は日本によってこの時代ゲームに強制的に途中参加させられた参加者だったと理解できよう。沖縄における移民と徴兵問題についてもこのような観点から考察するとより実体が明らかになる。

社会構造論に加えて、廃藩置県後の沖縄の識者層の時代認識についても改めてしっかり検証する必要がある。初期の伊波普猷は熱心な日本信者であった。伊波は日本語が不十分な沖縄人に対しては厳しい非難を浴びせるほどであった。しかし、凶作により沖縄が飢饉に陥ちいても何の救済策を施さない政府に幻滅し、伊波は「日本人になろう」という主張を二度と繰り返さなくなるのだ。研究者は伊波の態度の変化を見抜き、1920年頃を分岐点に伊波普猷前期と後期に分ける。後期の伊波はもっぱら沖縄の民俗研究に力を入れることになる。

しかし、「徴兵令の適用を誰よりも喜んだのは、新聞人や教育者その他沖縄各界の指導者たちだったわけで、民衆のレベルでは徴兵忌避の風潮が蔓延していた。しかし、置県以来、およそ二〇年、ひたむきに県民の皇民化を推進して来た知識人らにとって、「一人沖縄県民のみが、徴兵令の適用から除外されていることは、沖縄人が蔑視されている証左としか思われず、これが大いに不満だった」ようだ（新川、1973から再引用）。そして、沖縄人を兵役義務から免除するということは、『陛下の忠良たる臣民』たる資格を拒否されたことを意味し、何よりも屈辱を感じさせることであった。そのため、「あらゆる美辞麗句を書き連ねて、不安におののく新兵たちを激励し、民衆の間に広く存在する徴兵制に対する厭悪と反発の感情を鎮静スルことに全力を傾けるのであ

った（新川、1973；182頁）。1910年の『沖縄警備隊区徴募概況』（後述）には本稿分析対象期間において徴兵忌避の蔓延を嘆いている。

さらに、日露戦争の戦死者が続出する中、当時の新聞人・教育関係者など知識人は「沖縄からの戦死者の増大を称賛し、盲目的帝国臣民の資格取得に積極的に身を投げ入れることであった。その行為が沖縄人の内発的行為としてあったところに、沖縄近代の歴史の内なる痛みがある」（新川、1973；190頁）。新川が「内なる痛み」と表現し、「大田昌秀が指摘しているところの沖縄人の屈折した心情、＜忠誠心を疑われることに致命的な侮辱を感じ、あわせてヤマトに対する抜き難い不信感を抱いているという＞」（新川、1973）といったくだけりでは、1959年6月の大宅壮一の発言を思い出さずにはいられない。1959年6月の『婦人公論』に大宅壮一がひめゆり学徒隊の集団自決について、「動物的な忠誠心」、「家畜化された盲従」と書き、物議を呼び起こしたのだ。大田昌秀と新川明の問題認識は大変重要な指摘といわざるを得ない。にもかかわらず、このような問題意識については「積極的な無関心」で一貫してきた感が否めない。大田と新川の観点は近代の主体性論議には欠かせない観点といえる。今までの移民論においては、近代の主体性の観点を十分踏まえていなかったがために移民問題の本質を見えにくくしてきたと思われる。

大田らの「戦死者の増大を称賛し、盲目的に帝国臣民の資格取得に積極的に身を投げ入れる」姿を「新聞人・教育関係者」などから見出した。この問題意識は戸邊（2010）がいう「強制された交錯」と捉え、このような論理構成を「日本人化した沖縄の新知識層の単なる慢心と捉えるのはできない」と述べていることに相通じるものがある。つまり、新知識人層はオリエンタリズムの犠牲者でありながら自らが加害者でもありたがっていたといえよう。沖縄の知識人は琉球併合を併合として捉えることに消極的であるだけでなく、むしろ戸邊が述べるように「否認の構造」で一貫しているようにみえる。

1900年9月1日の琉球新報には陸軍歩兵上等兵の与儀喜敦が沖縄警備隊司令官瀬戸中佐に送った書信が掲載されている。与儀は1898年の第1回目の徴集兵である。書信の内容を要約すると「徴兵忌避の数多い沖縄の現状を嘆き、また無学文盲のために、入営しても他府県出身兵士たちから侮辱される沖縄兵士の実態を悲しんで、沖縄の名誉のために郷里の人たちの奮起をうながす」ものとなっている（新川、1973；159頁）。引き続き、与儀は「聞けば今年の徴兵当選者は非常に徴兵を忌み嫌い、あたかも邪道に赴くが如く、甚しきは完全にして、健康な身体を、手を切り足を切り、禽獣の振る舞いをなして徴兵を免れんとする数多くありと。実に悲嘆にたえず」と徴兵忌避について内なる視線とは異なる角度から嘆いて

いる。さらに、与儀と同年配属された沖縄兵が36人のうち、相当の教育を受けて他人と応対なしうものは4、5名しかおらず、その他は他人に対して一言も出すことができない。そのため、人にあうたびに「琉球人」と指さされ、「琉球人といえば、まるで野蛮鳥獣と同一と思われ、さては台湾人種と比較せらるゝこともあり」（新川、1973；方点、筆者）と嘆いている。

与儀は「台湾人種」といつの間にか、琉球併合の被害者ではなく帝国の加害者の視線を取り入れているのだ。このシフトが実に鮮やかといわざるをえない。このような認識、つまり自分たちは何ら被害者であるはずもなく、「異族ではなかった」というのが戸邊がいう「否認の構造」なのだ。

与儀の否認の構造は一兵卒のみではなく、すでに一瞥したとおり当時の新聞人や教育関係者などの新エリート層に広く見られた。1910年の韓国併合のニュースに接しては琉球新報に「吾輩は日本人だぞチャンチャン奴、両班坊」という記事があったり、また、かつての宗主国中国を見下す「大威張り」が風刺されている（1910年8月30日）。これらの態度について戸邊は、「日本人化してしまった者ゆえの蔑視と取るだけでは安易で、むしろ宗主国の前で常に緊張を強いられる自身の精神状態が二重写しになっている」（戸邊、2010）と分析した。

また、「帝国における本県人民の位置、新附の朝鮮の如く然るにあらず。台湾樺太の如くにあらず。帝国本土の一部として祖国の地位にあり」（1910年9月14日の社説；戸邊、2010から再引用）と気を吐いた。当時の新聞人の社説から、また一兵卒の認識から、かつての併合の被害者だった過去に対して「否認の構造」で一貫していた。それだけでなく、帝国の加害者としての地位獲得に奔走する県民の姿から、意識の裏返しをみる。当時の知識人たちからは「考えるのに適してない」ことには蓋をし、「積極的な無視・無関心」で一貫し、帝国主義者の道へ奔走する姿が確認できる。

筆者は沖縄で長年研究生活を続けているが、沖縄における近代の「主体性論議」の存在を知らない。近代の主体性論議そのものがないのは、琉球の亡国の被害者意識については自ら積極的な無視・無関心で一貫し、帝国主義者による戦争に「飛び入り参加」し正当なる加害者の地位を自ら渴求していたためといたら言い過ぎになるだろうか。

ひめゆり学徒隊の集団自決について、大宅壮一が「動物的な忠誠」「家畜化された盲従」と述べたのは、むしろ初期の沖縄の新知識人層の精神状態に当てはまるといえる（1959、6月号『婦人公論』、『沖縄大百科事典（1983）』、沖縄タイムス社から再引用）。ひめゆり学徒隊の悲劇を生んだ背景には沖縄の新知識人層による「忠誠・盲従

とも受け取れる構図がなかったとは言い切れるだろうか。

指摘したように知識人と一般民衆の間の認識の齟齬は、近代の主体性の考察において大変重要なポイントとなる。要約すると、当時の知識人たちはヤマトの教育装置の恵みを誰よりも早く享受でき教育エリート層となったといえる。いわば愛国教育の最初の受惠者として一般民衆を鼓舞してきたのではなかろうか。しかし、大多数の民衆は全くといっていいほど日本人へのアイデンティティーのシフトができずにいたと考えられる。日清戦争の勝利を目の当たりにした教育権力の受惠者たちは、一般民衆を新しいゲームに多く参加させるべく、軍国主義の先頭に立って煽り立てたといったら言い過ぎになるだろうか。沖縄人は琉球を否定しない。「琉球」という言葉の響きには特別なものを感じているように見受けられる。「言葉がわからない。慣習もわからない」から「徴兵御免願い」を出した悲運の王子尚典の立場からは考えられない変貌ぶりといわざるをえない。

2-3. 移民名簿の分析

最初のハワイ移民は1899年（M31）12月5日に那覇を出発し、翌年の1月9日にハワイに着いた。当時の世相としては、前年の1898年に先島を除く沖縄にも徴兵制が実施され、久米島では飢饉が発生していた。1899年には「入れ墨禁止令」が發布され「風俗改良運動」が明治30年代から本格化したことも危機感を煽ったと思われる。さらに、すでに見てきたように地租の改定や地割り制の崩壊などで沖縄には激震が走った時期である。沖縄の移民はこういう世相の中始まっていた。

今回、筆者が分析する資料は『沖縄県移民資料編8』（以下、『資料編8』）と『沖縄県移民資料編11』（以下、『資料編11』）の2冊である。2冊を選んだ理由は、『資料編8』が1908年～1920年（明治41年～大正9年）の間の自由移民であるためである。自由移民とは政府による移民補助金がなかった時期に、自前の経費で自主的に移民の道を選んだ形である。補助金なしに自己負担で移民するのは財政的な負担が大きかったはずだが、それでも移民船に乗らなければならない理由があったと思うのが論理的な思考といえよう。『資料編11』は10年ほどの後の移民会社取扱移民で、自由移民とは対象的に政府による補助金による移民である。

移民資料編には各5,000名を超える（8巻8,695名、11巻；5,525名）人の名簿が載っている。今回は人数が膨大であるため、恩納村以北のヤンバル地方からの移民を分析対象とする。

名簿の全員が移民だったかどうか判断しかねる例もいくつかあるが、その如何を確認することはできない。各移民名簿は旅券を持って出国した人を網羅したもので、中に『単なる出張』の場合も含まれていると思われる。

特に『資料編8』には移民目的ではない墓参、視察目的の出国も数例見られる。この他にも名護市教育委員会の関係者の情報によれば一部の戻り組があると聞く。しかし、個別的な情報以外にすべての名簿を確認することは到底不可能である。そのため今回はあくまでも県の『資料編』に載っている名簿を移民として取り扱う限界が潜んでいることを明かしておきたい。

これらの移民資料編には「長男移民」が異様に目立つ。筆者が調査した、『資料編8』が政府の補助金の対象にならない「自由移民」であった点は注目に値する。政府の移民補助金がもらえなかった時代の移民で、当時としては大変高額（一人200円以上）の手続き料を払ってまで移民船に乗った事実を留意しておきたい。

『資料編8』の時代（明治30年代）のハワイ移民の渡航費はおよそ200円、フィリピン・マニラの場合はおおよそ半額だったという（鳥越，2012）。当時の200円は貧しい人々が簡単に払える金額ではなかったといわれる。多くは渡航費を工面するために田畑を売ったという証言（例えば、県の公文書館のHP）もある。

1906年（明治39年）の中頭地区の移民熱を伝える記事（琉球新報，1906年12月27日）には、「海外出稼熱は年

を追ふて盛ん」とし、当年の1月から12月25日までに「其筋の許可を経たる中頭郡の移民の数2千余名に達せり」と県内の移民熱を「出稼ぎ」と表現し紹介している（実数は中頭郡合計で2,036名）。

また1907年12月20日の記事には「補充兵の現役編入」のニュース数例が紹介されている。つまり、兵力が足りなくなると、現役徴集を終えていたとしても再び徴集されるということだ。戦況がより厳しくなると男子は徴兵検査に通らなくても国民兵として40歳までには「有事の際には徴兵」されることになっていた。

まず、男子の方を見てみよう。表1は沖縄県発行の移民名簿から徴兵対象者を年齢別に整理したものだ。年齢はいずれも満年齢を基準に統計をとった。まず1期と2期の最も顕著な差異は、1期の方には戸主と戸主の子、さらに戸主の母親の親子3代の移民が数例見られるが、2期においては全て親子の単位となっている。

両方の期間における男女比を見てみよう。1期のヤンバル地域からの移民総数1,654名中、男子946名で全体の約57%であるのに対し、2期の方は男子が1,541名で全体の約81%に及ぶ。2期の方が男子の割合が約23%も増加している。

表1 『移民名簿』の年齢別・属性分析（ヤンバル地域のみ）

	①1909～1920 自由移民 男/女	②1919～1926 契約移民 男/女
1歳から20歳までの男	428（長男130；30.4%）/310	370（長男86；23.2%）/128
21歳から30歳までの男	195（長男52；26.7%）/312	856（長男158；18.5%）/180
31歳から40歳までの男	180（長男44；24.4%）/61	264（長男44；16.6%）/48
41歳以上 男	143人★（本人123，長男10，長男以外＋記載なし10）/23	47（戸主32）/7
	総1,654名中 男946名（57.2%）/ 女706名（妻，547名；77.5%）	総1,906名中 男1,541（80.8%）/ 女365名（妻，280名；35.7%）
記載なし・不明	男年齢不明2名，女年齢不明1名 （不明3名含む）	男1,537（不明4名含まず），女363 名（不明2名含まず）
★30歳までの徴兵対象者の割合	623人（65.9%）	1,226人（79.5%）
★★40歳までの全徴兵対象者の割合	803人（85%）（長男の割合；226人， 28.14%）	1,490人（97%）（長男の割合； 288人，19.3%）
★★★17歳から40歳までの徴兵対象者	521人（55.1%）（内，長男は126人； 24.1%）	1,429人（92.7%）（内，長男は273人； 19.1%）
全体長男の総数・割合	長男；237名（25.2%）（男で「本人」 210名，「空欄」3名含まず）	長男；292名（18.99%）

** 「記載なし，不明，戸主の叔父，～～の弟，妻」など掲載が不明な移民はカウントしていない。それぞれのマスの右側の数値は女性の数。

また、40歳以下に限ってみると、1期と2期両方とも男子が極めて高い割合である。年齢の若い層が多いのは「ドクター」（筆者；米国在住の獣医と思われる）も述べているように「移民の性格上仕方ないことではあるだろう」が、この若い男性群の多さについても同じく「ドクター」が憂慮するように「徴兵忌避の疑い」が否めない。すべての男子は現役兵・常備兵としての兵役を終えても有事の際には40歳までは予備役や国民兵として徴集対象となるから、合法的徴兵猶予として移民という手段を利用する可能性は十分考えられる。

1期の方は男子の総数が803人で、男子全体の割合は85%に及ぶ高い数値である。2期の場合はその割合が更に高くなり男子1541名中、なんと実に97%（1,490人）に及んでいる。2期の場合男子で41歳以上は全部で48名（2.5%）にすぎない。

また両期間において、長男の割合が高いのも特徴の一つである。それぞれの期間の移民男子総数に対して1期の長男の割合は25.2%で、2期の場合でもほぼ19%に及ぶ。年齢別にみると1期の方が、全年齢帯にまんべんなく高く、年齢順に20歳までの30.4%から10歳間隔で26.7%、24.4%と高い数値を維持している。

2期の場合も最も高いのは20歳までの23.2%で、同じく10歳間隔で18.5%、16.6%と比較しても高い数値である。長男の割合が高いことについては後で詳述するが内地に比べると遥かに高いといえよう。

次に、妻に関して1期2期両方に目を向けると、妻の平均年齢は1期が平均年齢23.8歳、2期が平均年齢24.8歳である。

しかし、1期の方では、もっとも若い妻は12歳4ヶ月で、この他にも15歳未満の若い妻が8名、15歳の妻が7

名いて早婚の風習があったことが伺える。

1期の場合、女706名中、妻が547人で妻の割合が全体では77.5%である。さらに母親同伴の戸主が3名いる。しかし、2期には3世代家族の例が見られないことから人類学でいう拡大家族の移民は見られない。また、1期の方は、妻の数が2期の2倍弱に及ぶ。また、女性中の妻の割合が77.5%と高いことがわかる。このことから1期では4分の3を超える家族が夫婦同伴だったことが伺える。20歳未満の若年層の女の数が2期より2.5倍にも及ぶので実際の妻の割合はより高くなると思われる。

2期の場合、妻が280人で同時期の全移民女性の35.7%、30歳までが233名、そのうち、15歳6ヶ月から17歳までが17名、18歳が14名、19歳が18名、20歳から25歳が128名、26歳から30歳までが55名、そのた30代が39名、40代5名、50代1名である。妻で記載不明者が2人である。幼児2人を除き、この他妻たちとほぼ同年齢で「妻」が最も多い年齢層の適齢期（？）と見られる女性で「掲載なし」が30名いる。これらの記載不明と掲載なしを入れると幾分高くなる計算である。

2-4. 徴兵検査と徴兵忌避

日露戦争後の時期は、軍人遺族、負傷兵、廃兵、戦死者が多数発生したのを沖縄県民は新聞記事で知ることになった。ほぼ毎月のように戦死、病死軍人、遺体がないため遺髪到着（1904年12月25日、琉球新報）などの声なき帰還のニュースに接している県民の不安は大きかったといえよう。

連日のように伝えられる戦死者のニュースはとりわけ「死の不浄観」が強い沖縄県民にとっては恐怖だっただろう。

表2 沖縄県の徴兵猶予の事由別人数

事由	明治41 (1908)	明治42 (1909)	大正11 (1922)	昭和3 (1928)
家族自活能力		5 (1.03)		1 (0.08)
学業		315 (65.15)		208 (16.16)
外国滞在	1,601 (417.91)	2,323 (480.46)	4,162 (382.50)	5,372 (417.15)
逃亡失踪所在不明		170 (35.16)		162 (12.58)
6年以上懲役禁錮刑以上		0 (0)		0 (0)
6年未満懲役禁錮刑, 未決		19 (3.93)		11 (0.85)
不参 (不応)		286 (59.15)		546 (42.40)
病気, その他事故		調査なし		54 (4.19)

** () は、壮丁の千分比 *当年適齢者4,778 (1909年), 6,599 (1928年) 陸軍省、『徴兵事務摘要』1909年版, 1928年度版から筆者抜粋再構成。1908年と1922年の数値は、木村 (1997) を石川 (2004) から再引用。

この表で特に注目すべきところは外国滞在を理由にした沖縄県民の壮丁とその千分比である。1909年の例を検討してみよう。表でみるように、外国滞在を理由とした合法的徴兵猶予の数は2,323名で、千分比480.46とは1,000名中約480名とあるから極めて高い数値といわざるを得ない。なお、陸軍省は計算の根拠となる母数を示していないが、発表された千分比480.46は当該年度の徴兵対象者壮丁4,778名の千分比486.1とほぼ近似している。

しかし、19年後の1928年度の場合は数値にかなりの誤差がある。仮に陸軍省発表の1928年度の沖縄県内の壮丁対象者が6,599名とすると、単純計算で814%。となってしまう。

沖縄県の徴兵検査対象壮丁の実に4割から5割近くの壮丁が外国滞在を理由とした合法的徴兵猶予となる。これは極めて高い数値といわざるを得ない。徴兵対象者の「外国滞在」を理由にした徴兵猶予が多いのを「貧困」に原因を求めるだけでは不十分である。

以上のデータは、新川の指摘とも矛盾しない。新川は根拠は示さないが、海外移民が徴兵忌避目的であることを「雄弁に語るデーター」として以下のように述べている。「1909年度の徴兵期に重なる1908年度の移民が1345人で、翌年の1909年には232人の移民がでて、

そのほぼ半数である756人が徴兵適齢者であることは、そのこと（徴兵忌避；筆者）を雄弁に物語っている」と述べている。（新川、1973）

3. 『徴兵事務摘要』の中の沖縄

『徴兵事務摘要』（陸軍省刊）の中で、筆者が確保できた資料を元に分析対象年度に近い1909年、1928年のものを分析してみたい。

特に移民（外国滞在）を理由にした「合法的徴兵猶予」の件数は、1909年に2,323名で千分比では480.46（百分比では約48）名が、1928年度には5,372名で千分比では417.15（百分比では41.7名で約42）名である。外国滞在を理由にした合法的徴兵猶予者の数値は驚くほど高いレベルである。沖縄県壮丁の外国滞在を理由にした徴兵猶予の千分比が最も高い年度は1940年（625.50）で、太平洋戦争の戦雲が漂い始めた時期は千分比で600を越える高い数値を示している。池山（2010）が整理した『徴兵事務摘要』の沖縄県における徴兵猶予の件数をみると、外国滞在を理由にした徴兵猶予の件数が戦争と一定の関係があるように思われる。池山の研究は陸軍省の『徴兵事務摘要』と『陸軍省統計年報』を分析対象としたもの

表3 年度別沖縄県装丁の徴兵猶予の主な事由別

年度	主な国際情勢	外国滞在（壮丁との千分比）	逃亡・失踪（壮丁との千分比）	無断徴兵検査不参加（壮丁との千分比）	尋常小学校卒業以上で、読み書き、算数不能なもの（壮丁との千分比）
1908	日露戦争直後	1,601 (417.91)	156 (40.72)	不明	不明
1909		2,323 (480.46)	170 (35.16)	★286 (59.2%) 全国平均は19.2%	1,282名（尋常小学校卒業以上2,932名/全4,835名中）60.6%
1910	韓国併合	2,585 (593.57)	172 (39.49)	不明	不明
1911		2,656 (583.74)	170 (37.36)	381 (83.74)	不明
1913		2,656 (564.63)	181 (38.48)	473 (100.55)	不明
1931	満州事変	7,240 (528.08)	127 (9.26)	688 (50.18)	不明
1932		7,968 (543.26)	163 (11.11)	663 (45.20)	不明
1933	国連脱退	8,564 (541.37)	165 (10.43)	644 (40.71)	不明
1937	日中戦争	10,413 (559.15)	111 (5.96)	450 (24.16)	不明
1938		11,390 (606.85)	93 (4.95)	248 (13.21)	不明
1940		13,728 (625.5)	75 (3.42)	331 (15.08)	不明
1941	太平洋戦争へ	14,536 (608.83)	85 (3.56)	581 (24.33)	不明
1942		13,843 (441.87)	90 (2.87)	400 (12.77)	不明

池山、2010：から部分抜粋、筆者加工添付。表は『徴兵事務摘要』などを元に、池山が整理したものを再引用 1909年の★の部分と識字率などは『徴兵事務摘要』（1909）を元に筆者補充作成

であるが、それによると沖縄県民壮丁の外国滞在を理由にした徴兵猶予件数は、日露戦争の終了後の1908年にすでに千分比で417.91 (1,601名) と全国トップクラスに及んでいる。さらに韓国併合の年 (1910) には千分比で593.57 (2,585名)、満州事変 (1931)、日中戦争 (1937) と太平洋戦争突入 (1941) と戦雲が濃くなるにつれ外国滞在を理由とする徴兵猶予者の数は大きく増加している。軒並み千分比で550～625と極めて高い数値を記録している。

池上は1909年度の「沖縄県の逃亡失踪者は170名 (第44位) で、対壮丁比は3.7% (第30位) と、低い水準」とし、広島県とは明らかに特徴が異なっている (方点、筆者) としか述べてない。しかし、筆者の解釈は若干異なる。すなわち、外国滞在を理由にした合法的徴兵猶予の手段を利用した壮丁の数が多く分、他の事由による徴兵忌避は総体的に母数が減るからではないかと考えている。例えば、筆者の調査だと、逃亡失踪者が1911年の170名 (壮丁千分比35.16) から1928年162名 (壮丁千分比12.58) と壮丁千分比では約3分の1に減っている。つまり、20年弱の間、逃亡先を海外へ移したので国内逃亡失踪が減るといふ仮説も可能ではないかと考えられる。

もちろん、軍と警察による管理体制がより厳しくなっている可能性も考えられなくはない。しかし、移民による合法的徴兵猶予の可能性も考察の対象とすべきであろう。

表4は、移民送出者の多い県を抜粋したものである。1909年では広島県からの移民が実数において群を抜いて多い。和歌山県も移民を多く送り出した県ではあるが本稿では九州地域と広島までを中心に述べたい。その理由は特に和歌山県を取り上げなくても本稿の論旨には支障がないからであるが、必要であれば適宜言及することとする。

表4で見ると、沖縄を除く他県は1909年から約20年が経過した時点において、移民の増減は多くても熊本404名増加が最大である。しかし、沖縄の場合は19年間で実数の2.3倍と増加している。この驚くべき実数の

意味について年を追いながら詳しく検討してみよう。

1909年の時点で、日本における移民の実数は、多い順で広島 (6,183名)、山口 (3,587名)、熊本 (3,048名)、和歌山 (2,556名)、福岡 (2,510名) で沖縄は6位の送出県であるが、千分比では2位の広島 (420.64) を抑え断然1位である。この時期にすでに移民県の地位を確固たるものに始めていたといっても過言ではないだろう。

これは池上 (2010) が調査した1911年においても沖縄県は千分比1位で、実数においては5位と順位を上げ始めている。しかし、千分比においては1909年以来不動の1位の移民送出県の地位にあったことは間違いのないといえよう。池上 (2010) によれば、戦争が本格的になり始めた1942年において「実数においても広島 (10,568名) を凌駕し、第1位 (13,843名) となっている」という。

外務省通商局 (1921) の『旅券下附数及移民統計』、同 (1930) 『海外渡航及在留邦人統計』、拓務省拓務局 (1935～1941) の『海外移住統計』 (昭和8年～14年版) を元に石川が作成した表に従うと沖縄からの移民の規模がわかる (石川, 2004)。1899年から1937年間の39年間の全移民者合計が、沖縄県の単年度 (1909年度移民) の移民者数より少ない県が奈良県 (1,182名)、栃木県 (1,290名)、埼玉県 (1,358名) など9県に及ぶ。またこれを1928年の移民者 (5,372名) 数でみると、39年間合計では27位となる。比較的に海外移民の少ない他府県 (例えば、秋田県と青森県各26名) に比べると、沖縄は5,372名で実に206.6倍にも及ぶ。

1904年の「改正徴兵令」では予備役、後備兵、補充役、国民兵役の期限を大幅に伸ばしている。改正徴兵令では、まず、「常備兵とは、現役兵と予備役トス」とし、現役兵役を終えても予備役とすることで、前回の改正令と表現は異なるが内容は同じような形となっている。主な要点を見ると、

- ①勤務期限は前回の徴兵令と同じで、陸軍3年、海軍4年服務する。
- ②常備役とは、現役兵と予備役とする。予備役は陸軍

表4 他府県との比較

	1909年 (実数と壮丁との千分比)	1928年 (実数と壮丁との千分比)
沖縄	2,323 (480.46)	5,372 (417.15)
鹿児島	1,023 (91.72)	1,294 (66.17)
熊本	3,048 (285.77)	3,452 (178.24)
山口	3,587 (375.48)	3,327 (205.84)
広島	6,183 (420.64)	6,352 (236.80)

陸軍省の『徴兵事務摘要』の1909年と1928年度の資料を元に筆者作成 (海外移民による徴兵猶予のみ抜粋)

4年4ヶ月、海軍3ヶ年。陸軍兵役が4ヶ月服務期限延長。

- ③「後備役は陸軍10ヶ年、海軍15ヶ年で常備兵服を終える。
- ④補充兵役は陸軍12年4ヶ月、海軍は1ヶ年にして其の年所要の現役兵員に超過する者の中の人員これに服す」。
- ⑤国民兵役を第1第2国民兵と分ける。後備兵役の後、国民兵役となる。

注目すべきは第7條である。第7條の内容は過去の徴兵令の内容を踏襲しつつ、「各兵役ノ期限既ニ満ツルト雖モ戦時或ハ事変ニ際スルトキ若クハ臨時ニ演習又ハ觀兵ノ挙アルトキ若クハ航海中或ハ外国駐節中ハ其ノ基ヲ延スコトアルヘシ」となっている。

つまり、現役兵（現役兵と予備役）としては最低でも陸軍で7年4ヶ月、海軍は7年間現役勤務となる。しかし、その後も補充役12年4ヶ月、更にその後国民兵役として40歳までは続くこととなる。しかも、有事の場合はそのまま再徴集されることになっているから戦争の危険は生きている限り40歳までは続くこととなる。

1909（明治42年）の『徴兵事務摘要』をみると、沖縄は熊本所在の第6師管に属しており、徴兵検査は総43日間、185名に及んでいる。この時期の第6師管傘下の連隊区の一日の平均徴兵身体検査人数をみると僅差ではあるが沖縄県が185名と最も多い（熊本146名、八代140名、鹿児島163名、都城121名）。

徴兵検査を受けた人数は、当年度（1909）5,592名で、前年仮決者2,308名を含めると合計7,900名で熊本連隊（7,311名）よりは多く、鹿児島連隊（8,470名）に続き第6師管では2位に及んでいる。当時の九州各県の総人口のデータは確保していないが、沖縄と同じように移民による徴兵猶予者が最も多い県の広島（9,762名）、山口（7,140名）、熊本（7,311名）に比べても沖縄はやはり高い数値といえよう。

1928年の陸軍省の『徴兵事務摘要』の「外国ニ在るノ故ヲ以テ延期シタル者ノ年齢及外国別ヲ都道府県別ニ區別」をみると、移民を理由に徴兵猶予を受けている人の数が沖縄県はずば抜けて高い数値（5,372名）に達している。

以上、見てきたように『徴兵事務摘要』などで示されているデータを読む限り、沖縄移民が合法的徴兵猶予を利用した徴兵忌避の意図があったことを否定するのは難しくなった。これからは移民協会などによる移民のすすめの内容を検討してみよう。

3-2. 合法的徴兵猶予の手段としての移民

1912年、外務省は沖縄からの契約移民に逃亡者が多かったため、沖縄からの移民を禁止した。1917年、移民

先の好況と移民会社募集への希望者が減ったため移民禁止を解除した。解禁に際して沖縄県庁から外務省に「今後移民に対し、充分訓戒方尽力ある旨」と伝え、これに好応して琉球新報は「移民教育の要」という論説を出し、移民の教育の重要性を主張した。というのは、1920年に2度目の沖縄からの移民禁止措置が下された理由が「内地民の移民との相違」が大きかったからである。当時沖縄からの移民に対する評判は、「契約を無視し、耕地を逃亡するもの多きこと」、「一箇所に定住する風を欠き移動甚だしきこと」、「偽家族の多きこと」、「生活程度低く裸体其他の悪習慣を改めざるもの多きこと」などの理由であった。近藤はこれらの理由を「沖縄人に対する偏見」と表現しているが、筆者は当時の社会・風習・文化の違いはもちろんあろうが、徴兵忌避のための契約違反、逃亡だったとすれば幾分腑に落ちる話でもあると考えている。また、偽家族が多い積極的な理由を徴兵忌避以外どこに求めるべきだろうか。徴兵忌避のための方だった可能性は極めて高い。なぜなら、偽家族を演じてまでして海外に行く実効的な利益がどこにあるのかうまく想像できないためである。

ブラジルの沖縄移民が日本領事館に移民禁止の解除を訴え、そして沖縄県庁からも外務省へ働きかけたことにより、1926年に2度目の解禁となる。移民禁止解除の条件は以下の通りであった。

- 「移民にして15歳以上の者は義務教育を終へたるを者に限る」
- 「男女共に40歳以下にして普通語を解し且女は手の甲にイレズミなき者に限る」
- 「家長夫婦は3年以上同棲したる者たること」
- 「家族は家長夫婦何れかの血縁のものとして養子に非ざること」
- 「散財の少きこと」

が加えられた。明らかに他府県には見られない条件だった。（以上は、近藤，1994）

明治期には徴兵忌避の要領を伝える書籍の販売が横行し、弾丸逃れや徴兵逃れを祈願する神社が盛業していたことはすでに述べた。その中身を見てみよう。

この類の指南書の内容は大同小異だが、入手可能な資料の中、時代を隔てた2冊を取り上げる。1911年の『海外立身案内』と1938年の『ブラジル移民案内』である。1911年ごろに比べ1937年頃は人気の移民先がある程度絞られている点、戦争の機運が高まりつつある時代背景が反映されているといえるかも知れない。

1911年の『海外立身案内』には、「米国其他海外に渡航して満32歳になるまで彼国に滞在すれば現役兵を免れて国民兵に編入せられる」と記されてある。続いて、「徴

兵令第23條第2項により（中略）外国に在る日本国民は本人の願に由り徴兵を猶予せらるべし」としている。さらに、以下のような条項を設けている。

- ①「外国に在る日本臣民の徴収猶予期限は満32歳までとす。猶予を乞へる者にして満32歳迄に充たずそれ以前に帰朝すれば抽籤の法に依らずして徴集せらる可し、その場合には徴兵体格検査に合格しての上なるは勿論なりとす」
- ②外国に在る日本臣民として徴兵猶予中の者満32歳を過ぎる時は国民兵役に編入せられ、常備後備の兵役義務を免除せらるべし。

以上のように、徴兵猶予ができる事実のみを兵役法を根拠に記述するにとどまっている。

1938年の『ブラジル移民案内』にはより具体的に「徴兵猶予の手段としての移民」を売り物にしているような印象すら受ける。かなり積極的である。この時代の移民案内書はほぼこれに準じた内容といえる。まずタイトルが「兵役関係に在る人の発展」となっていて、「発展」のために移民を勧めるような響きを示している。

「諸君の中には兵役を控へている人、目下現役中の人除隊された人などもあらう。海外雄飛せんとするには目下現役中の人の以外は渡航出来ますから、左の如き方法により手続きされれば渡航出来ます。

適齢前の渡航法；満20歳（数へ年21歳）前の人でまだ徴兵検査の為の招集通知状が来てない前に日本を出発出来る様、旅券（渡航許可）の下附があった者は徴兵検査を受ける事なく直に渡航出来ます」としている。

さらに、この場合には居住地役所の兵事課から「この者は徴兵適齢以前であって未だ徴兵検査のため招集通知状は発送して無い意味の証明書」をもらって旅券申請時に提出する必要があると書かれている。また、「満20歳になる前にすでに日本を出発したものは海外で徴兵を猶予してもらふことが出来る」と付け加えている。そして、「40歳まで毎年猶予を受ければ国民軍に編入されます」とまで書かれてある。この『ブラジル移民案内』によると、一時的な帰休兵の渡航も可能らしい。また、驚くことに怪我や病気などで一時的に帰休して来た帰休兵と将校の場合でも外国渡航できると示している。

「下士・兵卒で海外に渡航する者は内地に招集通報人を定めて、旅行届を連隊区司令官に提出すればいい」らしく、詳しいことは「役場の兵事係に聞けば詳しく教えてくれる」としている。将校の場合はより露骨な文面になっている。

「将校で海外に渡航する者は陸海軍大臣の許可を受けねばならない。日本帝国軍人は国家に重大な事件が発生すれば動員招集を受ける。動員計画中には多くの場合は海外在留の軍人は後廻しに割り当てられます」とある。必要であれば、動員招集令が内地に定めて届けておいた

招集通報人に来る。内地通報人は之を直ちに在外軍人に通知する。在外軍人は直ちに出發して応招せねばならぬ」とある。（以上、『ブラジル移民案内』、15-16頁）

現役の下士官・兵士に加え、将校までも海外移民できることをアピールしているように見え驚かされる。実際、現役の将校が外国渡航を申請し、陸軍大臣が許可した例があるのかどうか大変興味深い。しかし、徴兵される前の壮丁で徴兵忌避の意志がある人には魅力的な徴兵猶予の手段に見えたのかも知れない。

4. 相続慣行と長子・長男－沖縄における長男の意味

沖縄の場合、特にトートメ祭祀の民俗慣行は複雑を極めている。人類学者の小田亮は「知識の不均衡配分」と述語し、渡邊欣雄が「民俗知識論」で論じたように、地域によって、話者によって解釈が異なることが常である。民俗慣行をめぐる解釈が排他的に固定することもなじまなく、次から次へと解釈が変わって行くこともしばしばである。そのため、「正しい解釈」を求め常に奔走する一面が大いにあるのだ。

また、近代以降、民法の相続法が施行されているにも拘らず、在野の知識人と民俗慣行の担い手の間にはしばしば意見の相違が見られる。多くの場合、人々（女性が多いが）の意見が採択されることが多い。要するに法律の解釈が慣習の壁を崩せない面が多々あるということである。

災因論が社会ごとに異なるのは当たり前だが、沖縄の災因論を理解しないと沖縄からの移民になぜ長男が多いのかも理解できかねないだろう。まず、誰を長男と公認するかの問題である。あくまでも民俗的な慣行の話で法解釈を問題視しているわけではないことを理解していただきたい。沖縄において、フォークタームにおける長男とは「先に生まれた男の子」を意味する。先に生まれた男の子とはサニ（精子）を先に受けて生まれた男の子なので、産む性、つまりパラ（腹）は問わないのが民俗的には正しい慣行である。そのため、若い学生時代、女友だちと遊んで生まれた子（アシビングゥ＝遊んで生まれた子）でも、サニ（種）を先に持らったので、この子（婚外子）が長男となるのだ。先程解釈をめぐっては複雑で様々と述べたが、誰を長男と見なすかについて解釈がブレた例を筆者は知らない。そのため、過去に夫が生ませた婚外子の存在を知らず、法律上の嫁が産んだ子供とアシビングゥはサニヒトツノチョウデ（種が同じ兄弟）と範疇化されるのだ。そのため、正式に結婚したとしても男子を産むまで主婦の立場は決して安定しない。

例を上げると、ヤマトからの嫁がウチナンチュの男性

と普通に結婚し、役所に婚姻届を出し何十年も暮らしていた場合を描いてほしい。夫が死に葬式会場に行くと突如現れた見知らぬ男に「自分が長男」だからと全財産を持っていかれてしまう話は決して珍しい話ではない。ヤマトの嫁からは全く理解不可能な事例だが、このような場合でも親類の女性陣（老女も若きも）による圧力に耐えられず、財産を奪われてしまうことがありえるのだ。ヤマト嫁が抵抗を試み法的手段に訴えれば、現行の民法では勝てる。しかし、慣習では認められないことが多い。このような慣習と法律の齟齬は「弁護士泣かせ」らしく、法律で負けても親類一同は「法律はヤマト考えで沖縄人としては納得できない」と弁護士に攻め寄せるといわれる。沖縄の慣習においては、ヤマト嫁が産んだ長男は沖縄では次男なのである。裁判で勝ったとしても、親族縁者との関係が崩れてしまうだけでなく、生涯を通じて戦う覚悟がなければ裁判には踏み込めない場合が多い。離婚しても元嫁はトートーメーを継ぐわけではないので財産がもらえないのが民俗的には正しい解釈となる。

ヤマト嫁（法律婚の嫁）が産んだ民法上の長男は沖縄では「次男」なのだ。沖縄の民俗上の長男があくまでも嫡子なので「ヤマト考え」を優先し自分の子どもに相続させるのはタブーである。これをフォークタームでは「チャクシウシクミ」という。チャクシとは嫡子で正統なる長男を意味する。つまり、婚外子の正統なる長男がいるにも拘らず、長男以外の子供（第3者含め、ヤマト考えの）が祭祀を継いだ場合、様々な災の原因になると信仰しているのだ。チャクシウシクミは沖縄民俗社会においては4大タブーの一つなのである。

災因論のパターンも実に多様で、多くの場合ハンジ(判断)を行う専門的職能者がいる。ユタなどのところに行ってハンジをもらって最もよくいわれるのが「シジタダシ」（筋を直す）と「ウガンブスク」（拝みが不足）である。部外者からすれば納得がいかないと思われるが、これは「民俗慣行」である。民俗慣行が一夜に変わることはなく、廃藩置県後140年以上も経過している今日においても沖縄の民俗社会では熱い関心事といえる。1980年1月1日から琉球新聞は新年の企画として「うちなー、女男」と題し、県内の実生活における男女間の差別問題を取り扱うことにした。その一つとして取り上げたのが、大反響を呼んで社会現象ともなったトートーメー（位牌）問題だった。新聞社には電話が鳴り止まなかったという。相談デスクの電話口で泣き出す女性も数多く、中には「トートーメーを廃止しようとするのか。大きな間違いを新聞社はしているのだ。混乱を社会に持ち込むようなものだ」と憤慨する声もあったそうだ。あまりにも反響が大きかったので、シンポジウムと座談会まで開かれ、その結果を『トートーメー女が継いでなぜ悪い』にまとめ公刊した。この調査報告には女性たちの凄絶な話で満

ち溢れている。その中で冒頭の10ページ内で印象的なものだけを紹介しよう。

トートーメーは長男から長男へ「嫡子相続」が原則である。

- ①嫡子を得るために娘を7人生み続けた8人目にやっと嫡子をえることができた。しかし、出産する奥さんの意見はまったく聞きもしてなかったので、奥さんは出産の喜びを味わったことがないという例。
- ②自分は女でトートーメーを継ぐ人がいないので弟夫婦に預けているが、息子が一人しかいない。そのため、遠い親戚が継ぐとなると財産を取られてしまうから心配。
- ③夫に先だたれた女性に娘しかなく、夫や父の位牌は女性が継ぎたいが親類が容認しない。トートーメー問題は財産と深く結びついている。そのため、より問題が複雑になるのが常である。
- ④トートーメー問題は年寄りだけでなく20代の若い人も一生懸命で困る。
- ⑤長男を産んだが、夫が外で先に男の子を生んだので、その子が長男で自分が産んだ長男は次男として戸籍に載り、全財産を持っていかれた。
- ⑥女の子しか産んでないから、離婚しろといわれ、いくら懇願しても聞いてもらえない。夫と結婚して戦時中や、雨露しのぐ住まいで身を包む衣類もない状態で頑張ってきて結婚45年目。離婚を拒んだら親類から陰口と中傷が後を絶たない。
- ⑦自分は娘一人で、婿養子ももらって結婚した。夫との間で男の子が次々生まれ幸せの絶頂だった。一門でもない男と結婚した娘が位牌継ぐことはできないといわれ親戚一同から物言いがついた。あの世の定めは厳しいので娘である自分が継ぐことは許されない。掟を破るとたたりが来ると圧力かけられる。
- ⑧女が継いだら、グونسスバナチ（祖先をさびさせる）といって差別される。

これほどのこだわりがある。このトートーメー論争が県内を沸かしたのは最初の移民の80年後の出来事である。最初の移民の頃にはより強固な民俗慣行と長男へのこだわりがあったと見なすべきだろう。

日本本土の家督相続においては、原則は長子であるが、長男でなければならぬという必然性はない。長男が継ぐつもりだったけれど、都会でいい職を得てこのまま都会で頑張りたいから家督を次男に譲ることもできる。これだけではない。息子が3名もいるのに奉公人などの使用人に継がせることも可能である。さらに、娘しかいない場合は婿養子を入れて継がせることもできる。極めつけは、未婚者でも自分の後継ぎを求めることができる。これらのことは沖縄ではタチーマジクイ（他系混じりこ

む) といってタブーとなっている。つまり、内地の場合は嫡子以外にいくらでも代理が利くので、後継ぎ問題で困ることはない構造である。しかし、沖縄の場合、チャクシウシクミやタチイマジクイがタブーとされるため、祖先祭祀においてはチャクシで長男以外に代理が全く利かないのだ。

祭祀相続をめぐる民俗慣行がこのような構造になっているため、「長男を失う」ということの文化的な意味は沖縄の場合は甚大そのものといえる。

沖縄の移民の中に長男の割合が高いのはこのような文脈から理解できる。このように沖縄にとって移民は合法的徴兵猶予が受けられるチャンスでもあったはずだ。全国一の移民県沖縄の移民の背景にはこのような、民俗慣行と結びついた側面があるに違いないと筆者は信じてやまない。合法的徴兵猶予で移民に出かけたまま一時帰国さえしなれば、逃げ切ることができたのだ。実際、このような人物の例を「ドクター」も把握していたと思われる。

1916年、ハワイ移民で結婚適齢期になった名護村の仲宗根加那は一時帰国を試みていた。しかし、本人は徴兵適齢期だったので、すでに適齢を過ぎていた兄のパスポートで一時帰沖して発覚処罰された事件があった。この事件からわかるのは帰国さえしなかったら逮捕処罰されなかったという事実である。(新川, 1973)

当時、移民社会で流行っていた写真結婚はこのような帰国できない事情を抱えている移民によるアイデアである可能性も考えられる。

保坂龜三郎の『吾輩に見たるアメリカ』下巻にはアメリカを旅行する猫(筆者)と現地在住10年の「ドクター」が、アメリカの移民社会を見て歩く話が綴られている。その中で写真結婚と移民の徴兵忌避の話が出てくる。「ドクター」個人は写真結婚にも「不賛成」で滑稽なやり方と批判的である。

5. 結論

本研究の始発は移民をよくいわれるように貧困問題に焦点を当てて考察し始めた。しかし、研究を進めているうちに、移民を送り出す要因として貧困も一要因ではあろうが、徴兵忌避が狙いの「合法的徴兵猶予としての移民」の性格が強くなってきた。これを証明すべく『沖縄県移民名簿』の分析に取り掛かった。

1909年の『徴兵事務摘要』によると、「家族の自活ができないため」つまり、経済的な理由による徴兵延期の件数はわずか5人(学業による延期は315人、海外在住のための延期は2,323人、逃亡170人)であった。5人という数値は千分比では1.03人に過ぎない。千分比で海外在住の千分比が480.46なので、あらっぽくいうと約半分

は海外在住による徴兵延期なのだ。

今まで考察してきたように、沖縄県民の移民は世代わりの極度の不安の中で、移民が「合法的な国外逃亡・脱出」の手段として有効であったことを見逃してはならない。合法的徴兵猶予が結果的に徴兵忌避につながった蓋然性は極めて高いといえよう。

もっとも特徴的だったのは、沖縄からの移民の中に特に長男の割合がかなり高いという事実であった。長男の社会的な意味合いについては日本本土との比較で明確になったと思う。長男の民俗的意味・社会文化的な意味については本文で検討したとおりである。だとすれば、海外移民は長男を戦禍から守るための合法的かつ最も実効的な方法だったと理解することができる。つまり、海外という土地は沖縄の人民を戦禍から守るための亡命先であったともいえる。

家族・親族論から大いに発展してきた人類学では、「父」を分析概念として「生物学的な父」(Genitor)と「社会的な父」(Pater)と分けている。そして、「親子関係は生物学的な関係ではなく社会的な関係」と捉える。つまり、「生んでくれた父」ではなく「社会が認めた父」を「父」と法的に認定するのだ。養父などがこの例に属する。しかし、沖縄の位牌相続を見る限り、沖縄社会は前述したとおり親子関係において生物学的な関係、つまりジェニターを厳しく問うのが特徴といえる。チャクシウシクミ(嫡子押し込み)とタチイマジクイ(他系混入)の厳しいタブーが民俗社会においては厳格に機能している。そのため連れ子(特に)を伴って女性が再婚した場合、連れ子を自分の養子に入れるとタチイマジクイとなるので民俗慣行では受け入れられないのだ。そのため、特に男児の連れ子は母親の再婚後も旧姓のまま、役場の住民票台帳でも「続柄」としては「妻の子」「妻の長男」と記載される。(安和守茂, 1988)

県内在住の家長の死後、「位牌及び屋敷地、耕地などの財産権が外国在の長男に移送・移譲される」(安和守茂, 1988)例も決して珍しくない。以上の例から、沖縄の場合はジェニターの正統なる長男に代えられる入養子は考えられない。跡継ぎの意味合いが日本本土と沖縄では大いに異なるのだ。沖縄の移民に長男が多いのは「余人をもって長男に代えがたい」人物がありえない文化的な文脈から理解すべきである。

今までの移民研究においては、「琉球王国と独自の歴史・文化」については「積極的な無関心」が目立ち、日本本土の単なる一地方の観点からの考察が多かった。尚典王子が徴兵令を受けて、「徴兵御免願」を出した理由をもう一度吟味する必要があるであろう。

尚典王子は太田朝敷より1歳年上であった。しかし、二人の時代認識には大きなギャップが確認できる。二人の認識のズレからは「近代を受け入れる主体性」の問題

と結びつけて考える必要があるだろう。その流れの中で今日の移民論の成立過程を考察し、再構成してみるのも大きな関心事である。

1922年12月の沖縄連隊区司令部の「沖縄県の歴史的関係及人情風俗」(部外秘)には県民に対して「進取の気性に乏しく、優柔不断、意志甚だ薄弱なり」とある。「進取の気性」について否定的な見方をしている部分が併合時の韓国・中国本土に対する評価と似通っている点も面白い。

参考文献

- 安里彦紀 (1973):『沖縄の近代教育』, 亜紀書房. (1978):「沖縄教育講話」, 沖縄時事出版
- 新川明 (1973):『異族と天皇の国家』, 二月社
- 安和守茂 (1988):「沖縄のヤー相続慣行と伝統的シャーマニズム」『社会学部紀要』57号
- 池山弘 (2010):「戦前期に於ける海外渡航を利用した合法的徴兵忌避」, 『四日市大学論集』第22巻2号
- 伊高浩昭 (1986):「沖縄アイデンティティ」, マルジュ社
- 石浦謙次郎 (1916 (未詳)):『適齢者必携兵役須知——名兵役の真意義 全』, 兵事雑誌社
- 石川達三 (1935):『蒼氓』, 新潮社 *復刻版
- 石川友紀 (2004):「沖縄県における出移民の歴史及び出移民要因論」, 『沖縄におけるディアスポラのライフコース—ホスト社会との関係性をめぐって』, 琉球大学
- 上野英信 (1984):『眉屋私記』, 潮出版社
- 大垣栄太郎編 (1898):『現行帝国規則全書』, (印刷者前田菊松) *出版者情報記載なし
- 大田昌秀 (1967):『沖縄の民衆意識』, 新泉社
- 岡本学 (1910):『修学便覧』, 文成社
- 岡雄行 (2010):『博覧会と明治の日本』, 吉川弘文館
- 沖縄市教育委員会 (1988):『沖縄市史第8巻—近代期の新聞に見る歴史』上・下
- 沖縄タイムス (1985):『沖縄大百科事典』, 沖縄タイムス社
- 小田亮 (1987):「沖縄の〈門中化〉と知識の不均衡配分—沖縄本島北部・塩屋の事例考察」, 『民族学研究』51-4. 日本民族学会
- 大濱忠三郎 (1924):『起るか? 起らぬか? 日米戦争』, 甲子出版社
- 嘉納英明 (2015):『沖縄の子どもと地域の教育力』, エイデル研究所
- 木村健二 (1997):「徴兵忌避と軍資金献納」, 移民研究会編『戦争と日本人移民』, 東洋書林
- 古賀園蔵 (1913):『陸海軍志願者手引』, 三友堂
- 河野通保 (1934):『学校事件の実際研究』, 文化書房
- 近藤健一郎 (1994):「沖縄における徴兵令施行と教育」, 『北海道大学教育學部紀要』64. (1995):「沖縄県における移民・出稼ぎ者教育」
- 近藤道治 (1884)『改正徴兵令詳解——名, 徴兵のがれ早わかり』, 未詳 (出版者; 尾崎富五郎)
- 宜野座嗣剛 (1973a):『沖縄近代学校経営—皇国の道に則って』, 沖縄時事出版. (1973b):『沖縄の近代学校—愛国の師魂に燃えて』, 沖縄時事出版
- 桜井哲夫 (1984):『近代の意味』, NHKブックス
- 三平将晴 (1938):『ブラジル移民案内』, 大日本海外青年会
- 後田多厚 (2010)『琉球救国運動—抗日の思想と行動』, 出版舎Mugen
- 戸邊秀明 (2010):「併合体験の思想史—沖縄から朝鮮半島との不可視の交錯をたどる」, 韓国日本史学会2010年度大会「韓国併合と日本帝国主義—帝国秩序に及ぼした植民地の衝撃」発表原稿
- 鳥越皓之 (2012):『琉球国の滅亡とハワイ移民』, 吉川弘文館
- 永井松三編 (1955):『日米文化交渉史5・移住編』, 洋々社
- 長野耕治・植松孝司, 石丸安蔵 (2015):「日本軍の人的戦力整備について—昭和初期の予備役制度を中心として」『防衛研究所紀要』17-2号
- 名護市 (1985):『名護市史—資料編3 戦前新聞集成2』, 名護市教育委員会
- 並木正吉 (1960):『農村は変わる』, 岩波新書
- 西沢之助 (1905):『戦時草茅危言・全』, 太陽舎
- 平賀明彦・平賀麻悠著 (2007):「近代国家の個と国家—兵役を拒む人々の思想と行動を通して」, 『白梅学園短期大学 教育・福祉研究センター研究年報』12
- 保坂龜三郎 (歸一) (1914):『吾輩の見たるアメリカ・下』, 日米出版協会
- 松岡正男 (1916):『植民及び移民の見方』, 日本評論社
- 松沢裕作 (2018):『生きづらい明治社会—不安と競争の時代』, 岩波ジュニア新書
- 武藤山治述 (1927):『軍人優遇論』, 実業同志会調査部編, 寶文館
- 米国西北部連合日本人会編纂 (1923):『米国西北部在留日本人発展略史』, 米国西北部連合日本人会
- 養秀同窓会編 (1971):『県立一中・首里高校90年のあゆみ—沖縄教育風土記』
- (不明) (1909):『明治42年徴兵事務摘要』, ***出版事項不明 (国会図書館)
- 陸軍省 (1928):『昭和3年徴兵事務摘要』, 陸軍省
- 琉球新報社編 (1980):『トートナー考—女が継いで何が悪い』, 琉球新報社
- 渡邊欣雄 (1990):『民俗知識論の課題—沖縄の知識人類学』 凱風社

***陸軍省の1909年資料は国会図書館より「出版事項不明」とあるが、陸軍省発行の1928年の摘要と項目編成が全く同じであることから、陸軍省発行のものともみなされる。

付記

本研究は名桜大学総合研究所（現、環太平洋地域文化研究所）のプロジェクト研究（「貧困と格差」）の助成を受けたものです。関係者並びに査読者に深く感謝申し上げます。

